

中華人民共和国産黒鉛電極に対する 不当廉売関税の課税

令和7年6月20日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

調査の概要

- 政府において、関税定率法第8条に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産黒鉛電極に係る、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を実施。

【調査対象貨物】

- ・名称：黒鉛電極
- ・輸入統計品目番号：8545.11-010（協定:3.3%、RCEP:1.8%）
- ・特徴：円柱状で、一般的に黒色。大きさは多様。
- ・主な用途：電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極



【外観】



【使用イメージ】

【資料提供：申請者】

【調査対象期間】

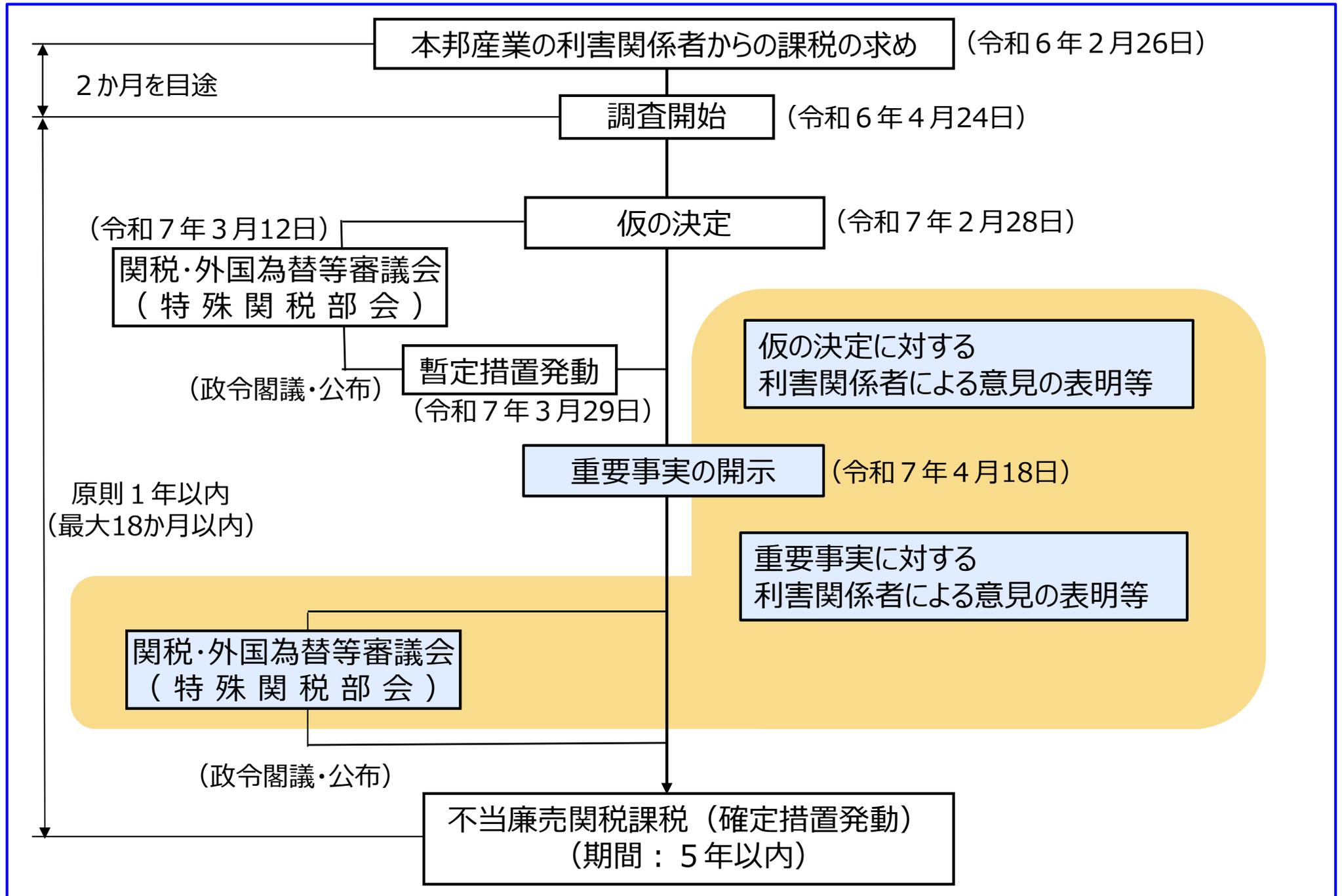
- 不当廉売された貨物の輸入の事実：令和4年10月1日～令和5年9月30日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：平成30年1月1日～令和5年9月30日

不当廉売関税の課税要件

- ① 不当廉売された貨物の輸入の事実が認められること。
- ② 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
- ③ 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

※ 関税定率法第8条第1項

不当廉売関税の調査・課税手続きの流れ



利害関係者からの主な意見①(仮の決定に対する反論)

利害関係者からの反論	調査当局の見解
1. サンプリングに係る反論【不当廉売輸入の事実】	
<p>調査対象貨物の不当廉売差額の算出に当たり、供給者をサンプリングして対象を制限するのは妥当でなく、すべての供給者の数値を参考とすべき。</p>	<p>本件調査では、供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多かった。アンチダンピング協定(以下「AD協定」という。)6.10では、このような場合に、サンプリングすることが認められている。</p>
2. 代替国価格の使用に係る反論【不当廉売輸入の事実】	
<p>中国の黒鉛電極市場は市場経済条件を満たしていると認識している。正常価格の算出にあたり、中国の価格を用いるべきであり代替国価格を用いるべきではない。</p>	<p>市場経済条件が浸透している事実に関する質問状を供給者へ送付し、意見表明の機会を与えたが、十分な回答はなく、当該事実を確認できなかったため不当廉売関税に関する政令2条3項に基づき、代替国価格を使用した。</p>
3. 代替国価格の算出方法に係る反論【不当廉売輸入の事実】	
<p>代替国価格については、協力を申し出た代替国企業の価格をそのまま使用するのではなく、中国の経済発展水準と同レベルの他国の統計等の公開情報に基づいて算出すべき。</p>	<p>一部の供給者と代替国協力企業から正確な回答が入手できているにもかかわらず、正常価格と輸出価格を公正に比較するために必要な品種の差異が適切に反映されていない公開情報を優先することは望ましくない。</p>
4. ファクツ・アベイラブルに係る反論【不当廉売輸入の事実】	
<p>供給者の回答不備について、十分な抗弁の機会を与えずファクツ・アベイラブル(以下「FA」という。)を適用したことは、利害関係者に自己の利益の擁護の機会付与を求めるAD協定6.2に違反する。</p>	<p>回答不備を指摘し、複数回にわたり修正の機会を与えたが、現地調査においても数多くの誤り・不整合が認められたため、「妥当な期間内に必要な情報を提供しなかった」と判断し、AD協定6.8に基づきFAを適用した。</p>
5. 同種の貨物の認定に係る反論【不当廉売輸入による損害の事実】	
<p>中国で生産されている直径350mm以下の小径の黒鉛電極は、国産品とは用途が異なるため、本邦の産業に損害を与えない。したがって、調査対象から除外すべき。</p>	<p>直径350mm未満のサイズについても、中国産は国産品より低価で販売され国産品の販売量を減少させるなど、他のサイズと同様に本邦産の同種の貨物が影響を受けていたことを確認した。したがって、除外する理由がない。</p>

仮の決定で示した判断を変える必要はないものと認められた。 ⇒ 重要事実の開示

(注) ファクツ・アベイラブル (FA) : 利害関係者が妥当な期間内に必要な情報を提供しないといった場合に、調査当局が知ることができた事実に基づいて各種決定を行うこと (アンチダンピング協定6.8)

重要事実の開示

重要事実の開示

- 令和7年4月18日、全ての利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実（重要事実）として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入と実質的な損害との間の因果関係
- 仮の決定に係る反論及び再反論、並びにこれらに係る調査当局の見解

(参考) アンチダンピング協定第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

利害関係者からの主な意見②(重要事実に対する反論)

重要事実に対する反論

利害関係者からの反論	調査当局の見解
「仮の決定に対する反論」と同旨の反論の提出	「仮の決定に対する反論」における調査当局の見解と同旨の見解。

※申請者からは、重要事実の内容を支持する意見並びに海外供給者及び輸入者からの反論に対する再反論の提出あり。

➡ 調査対象（「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」）に関する調査当局の判断を変える必要なし。

重要事実の内容を変更する必要なし

調査結果

- 「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関する事実認定が確定。

調査結果（不当廉売された貨物の輸入の事実）

不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率（\%）} = \left(\frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$$

➤ 正常価格

市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、中国の価格に変えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報等を用いて算出。

➤ 輸出価格

サンプリングした3者（合肥炭素有限責任公司、遼寧丹炭科技集团有限公司、旭日精密炭素有限公司）の輸出取引のうち、調査当局が検証できたもの及び知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算出。

調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は104.61%。

【表1】 不当廉売差額率

国（生産者名）		不当廉売差額率
中国	合肥炭素及びその関連企業	104.61%
	遼寧丹炭、旭日精密 及びその関連企業	104.61%
	吉林炭素、江蘇江龍 等 (サンプリング調査非対象者)	104.61%
	その他の生産者 (調査当局が知り得た者及び その他知り得なかった者)	104.61%

調査結果(実質的な損害等の事実)

検討

● 不当廉売された貨物の輸入

⇒ 中国産品の輸入量は増加(B)し、本邦における市場占拠率を拡大させた(D)。また、令和元年以降、本邦産の同種の貨物(本邦産品)を常に下回る価格で輸入され、販売された(H)。

● 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業は、売上高(I)が減少するとともに、取引先から販売価格の値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され(E)、製造原価の増加(F)に見合った価格設定ができず、営業利益(J)は大きく減少した。

● 因果関係

⇒ 中国以外の国からの貨物による本邦産品の価格や販売量への影響は限定的であり、中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表2】 本邦産業の状況

	①平成30年	②令和元年	③令和2年	④令和3年	⑤令和4年	⑥令和4年10月～令和5年9月	(参考) ①と⑥の差
本邦需要量(A)	100	85	70	91	89	79	▲21%
中国産品の輸入量(B)	100	92	88	127	135	114	+14%
本邦産品の販売量(C)	100	79	55	68	65	60	▲40%
中国産品の市場占拠率(D)	100	109	126	139	151	144	+44%
本邦産品の価格(E)	100	148	110	91	87	84	▲16%
本邦産品の製造原価(F)	100	162	212	204	165	190	+90%
中国産品の価格(G)	100	56	30	28	37	40	▲60%
価格比(%) (H) *	130～160	30～60	30～60	30～60	40～70	50～80	
本邦産品の売上高(I)	100	117	61	62	57	51	▲49%
本邦産業の営業利益(J)	100	114	21	7	11	3	▲97%

凡例：表中、平成30年の数値を100とする指数を記入((H)を除く)

(H)は、非開示データのため、数値のレンジを表記

* 価格比(%) (H) = (中国産品の価格(G) / 本邦産品の価格(E)) × 100

調査結果

- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

不当廉売関税の課税

本邦産業保護の必要性

- 不当廉売された貨物の輸入の事実： 有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実： 有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情： 無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課する必要性が認められる。

不当廉売関税の課税

- 調査によって明らかになった不当廉売差額率に基づき、表3のとおり不当廉売関税を課することが適当（税率は暫定措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間）。

【表3】不当廉売関税率

国（生産者名）		不当廉売関税率
中国	合肥炭素及びその関連企業	95.2%
	遼寧丹炭、旭日精密及びその関連企業	95.2%
	吉林炭素、江蘇江龍等（サンプリング調査非対象者）	95.2%
	その他の生産者（調査当局が知り得た者及びその他知り得なかった者）	95.2%

(注) 不当廉売関税率 = (不当廉売差額 / 本邦輸入価格) × 100

(参考) 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

